

白河市地域の底力再生事業補助金交付要綱

平成29年白河市告示第69号

改正

令和4年5月31日要綱第14号

令和8年4月1日要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会が協働、伝統及び融和の力を生かして行う自主的な活動をサポートする白河市町内会連合会（以下「連合会」という。）に対して、予算の範囲内で白河市地域の底力再生事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、連合会に加入する町内会が行う別表第1に掲げる事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第2に定める額とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年5月31日要綱第14号）

この要綱は、令和4年5月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和8年4月1日要綱第2号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

事業区分	活動内容
地域コミュニティ活動支援事業	清掃活動、不法投棄撤去活動等
防災訓練活動支援事業	集会所等での防災訓練（避難所開設、安否確認、炊き出し訓練、危険箇所点検、消火訓練等）
防災士養成支援事業	防災士資格取得のための研修講座等の受講、防災士資格取得試験の受験
敬老事業等支援事業	敬老会の開催、敬老記念品の訪問贈呈等
こども会等支援事業	各種体験行事の開催等

別表第 2（第 3 条関係）

事業区分	区分	補助金の額（年額）
地域コミュニティ活動支援事業	50世帯未満	20,000円
	50世帯以上100世帯未満	30,000円
	100世帯以上200世帯未満	45,000円
	200世帯以上400世帯未満	90,000円
	400世帯以上	120,000円
防災訓練活動支援事業		30,000円
防災士養成支援事業		実費額
敬老事業等支援事業	100世帯未満	20,000円
	100世帯以上200世帯未満	30,000円
	200世帯以上500世帯未満	40,000円
	500世帯以上	50,000円
こども会等支援事業		参加人数×500円 （上限10,000円）

備考

- 1 地域コミュニティ活動支援事業及び敬老事業等支援事業は、当該事業を行う年度の6月1日における町内会の世帯数を基準に補助金を算定する。
- 2 防災訓練活動支援事業は、1町内会につき年1回を限度とする。

- 3 防災士養成支援事業は、1 町内会につき 1 名分の防災士資格取得に係る費用を対象とする。
- 4 こども会等支援事業は、1 町内会につき年 1 回を限度とし、交付対象となる参加者は小学生以下のこどもとする。